

平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額に関する  
計算書

事業 年度	：	：	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表五の七（令和元年改正）

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表 5 の 2 ⑪	①		円
当該事業年度の月数	②	/	月
調整後付加価値額 ①×12/②	③		円

2. 負担変動額の計算

摘 要			課税標準	新税率 ( /100)	税額 (イ)	旧税率 ( /100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第 6 号様式⑳	④	円	/	/	/	/
	年 400 万円以下の金額 第 6 号様式㉑	⑤	0 0 0		円 0 0		円 0 0
	年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額 第 6 号様式㉒	⑥	0 0 0		0 0		0 0
	年 800 万円を超える金額 第 6 号様式㉓	⑦	0 0 0		0 0		0 0
	計 ⑤+⑥+⑦ 第 6 号様式㉔	⑧	0 0 0	/	0 0	/	0 0
	軽減税率不適用法人の金額 第 6 号様式㉕	⑨	0 0 0		0 0		0 0
付 加 価 値 割	付加価値額総額 第 6 号様式㉖	⑩		/	/	/	/
	付加価値額 第 6 号様式㉗	⑪	0 0 0		円 0 0		円 0 0
資 本 割	資本金等の額総額 第 6 号様式㉘	⑫		/	/	/	/
	資本金等の額 第 6 号様式㉙	⑬			円 0 0		円 0 0
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬		⑭	0 0	/	0 0
差引			(⑭の(イ))-(⑭の(ロ))	⑮	0 0		

3. 平成 28 年改正法附則第 5 条第 2 項から第 7 項までの控除額に関する計算

(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮×3/4	⑯	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(3×(40億円-③)/40億円)	⑰	0 0

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/2	⑱	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/20億円	⑲	0 0

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	⑮/4	⑳	円 0 0
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	⑮×(40億円-③)/40億円	㉑	0 0